

平成27年2月26日改正

平成30年4月10日改正

令和元年11月7日改正

新潟市人事委員会が行う職務専念義務の承認のうち軽易なものを指定する要綱

新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第11号)第2条第13号又は新潟市消防職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第12号)第2条第12号に規定する承認のうち、新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程(平成19年新潟市人事委員会訓令第1号)第3条第8号の規定により事務局長が専決できる軽易なものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 国民体育大会又は北信越国民体育大会の役員として委嘱され、これらの大会に役員として派遣される場合
- (2) 国民体育大会又は北信越国民体育大会の選手として選出され、これらの大会に選手として参加する場合
- (3) 安全衛生委員会の委員が自治労安全衛生集会に参加する場合
- (4) 人事院が地震、水害、火災その他の災害に伴い、職員の職務に専念する義務の免除に関して臨時措置を講じた場合に、その措置が廃止されるまでの間において次のいずれかに該当するとき。

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

ウ ア及びイに準ずるとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該各号に類似するもので軽易なものと認められる場合

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月7日から施行する。